

会議の結果

件 名	令和 7 年 3 月 定例教育委員会
日 時	令和 7 年 3 月 13 日（木） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分
場 所	田辺市役所本庁舎 5 階 庁議室
出席者	○教育長・教育委員 野田教育長、碓井委員、高橋委員、坂本委員 ○職員 狼谷教育次長、岡本教育総務課長、太田学校教育課長、樫畑学校教育課参事 福田給食管理室長、那須生涯学習課長、熊野スポーツ振興課長 中川文化振興課参事、瀬戸文化振興課文化振興係長、鈴木芳養児童センター長 太田末広児童館長、田中天神児童館長、松川図書館長、千品美術館長 松場龍神教育事務所長、平野中辺路教育事務所長、高根大塔教育事務所長 小守本宮教育事務所長、林青少年センター長 北山教育総務課庶務係長、中松教育総務課事務員

1. 開会

野田教育長が開会のあいさつと以下の報告を行った。

- ・傍聴人 1 名の申し出
- ・議案、報告事項の件数（議案 6 件、報告事項 13 件）

2. 会議録署名委員の指名

会議録署名委員に碓井委員が指名された。

3. 議件

◎議案第 1 号 「令和 7 年度田辺市教育行政基本方針（案）について」（教育総務課）

【教育総務課長】

令和 7 年度の田辺市教育行政基本方針（案）についてご説明します。

（ 会議資料に基づき説明 ）

【教育長】

それでは、ご審議をお願いします。

【坂本委員】

今年度完了のものについては省いてあるということで、項目 7 の中で令和 6 年度の方では ICT 教育の充実に努めるとありますが、令和 7 年度では書かれていません。これについては、当然引き続き

していくと思うのですが、GIGA スクール構想を踏まえてわざわざ書く必要がないということですか。

【教育総務課長】

ICT 教育の充実に努めるということは、当然のことであるという認識のもと文章を整理したという感じです。

【坂本委員】

書くまでもないということですか。

【教育総務課長】

当然であるというような形です。

(このほか、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等はなし)

【教育長】

審議の結果、原案のとおり承認されました。

◎議案第 2 号 「令和 7 年度各課活動方針（案）について」（各課）

【教育総務課長】

教育総務課、学校教育課、給食管理室、生涯学習課、スポーツ振興課、文化振興課、児童館、図書館、美術館、龍神教育事務所、中辺路教育事務所、大塔教育事務所、本宮教育事務所の令和 7 年度活動方針（案）について、各課長からご説明します。

(会議資料に基づき説明)

【教育長】

それでは、ご審議をお願いします。

【碓井委員】

学校教育課の大項目 2 番、学校教育指導方針等の周知についての中の 3 番で、教育基本法や学習指導要領の内容など教育改革の方向と現状等を保護者や地域の方々にも積極的に周知するよう努めるとあります。

今までも周知するように努めてきたと思うのですが、具体的にどのように周知していくのか教えていただきたいです。

【学校教育課長】

学習指導要領の内容につきましては、10 年単位で内容が変わり、各教諭がそれぞれ研修を受けて習得してきました。

その後、学校に持ち帰って研修をしてから参観日等の様々な機会を通して、学習の方向性などを保護者に伝えていくというような方向で進めております。

教育基本法につきましては、現状大きな改定はないのですが、文科省からの通知など直接保護者への通知が必要なものは、教育委員会から学校を通じて保護者へということで連絡をしています。

学校教育の中の方向性の改正は主なものになってきますので、校長会や教頭会で周知させていただいて、それを学校から育友会等に下ろしてもらうというように進めています。

【碓井委員】

学校や子どもの教育について関心がある保護者は、参観日や育友会の活動などいろいろなところに出てきてくれる方が多いですが、言葉が適切か分からないですが、学校に対して無関心な保護者はそういった場所には出てこないです。

積極的に周知するという活動を活動の方針の中を書くのであれば、また違った方法で知ってもらい、コミュニケーションをとれるように考えていただければと思います。

少しの行き違いで問題が起きるという時は、学校と先生方と保護者の方とがコミュニケーションを十分にとれていなくて、意思疎通が出来ずにぶつかってしまうということがあると思います。教育基本法や学習指導要領以外でも、いろいろなところでコミュニケーションをとっていただければと思います。

【学校教育課長】

貴重なご意見ありがとうございます。

今言っていた通り学校は、機会を捉えて保護者の方をはじめ地域の方との交流を幅広く進めていくということで、現在も取り組んでいただいているところです。

例えば、学習指導要領の改定に伴い学習内容が変わった部分に対して、学習発表会等の地域と共に主体的に考える機会を積極的に作っている学校もあります。

そういった機会を利用しながら、学校の様子や学校の勉強の変化を周知出来る機会を増やしていくように、学校の方に周知していければと考えております。

【坂本委員】

教育総務課の大項目 3 番、教育振興に対する施策の充実の中の 1 番、田辺市修学奨学金貸与制度について、制度を用意しているが希望する方が少なくなっている中で、希望者を増やすために工夫してくださっていると思います。

しかし、貸与となると返還しなくてはならないため、将来の返還が大変ということでなかなか踏み出せない方もいるだろうと思っています。

予算の都合上、給付ということは難しいとは思いますが、他の自治体で給付をしているような自治体があるのかどうか教えていただきたいです。

また、あるとすればどのような工夫によって実現しているのかなど把握されていますか。

【教育総務課長】

貸与だけでなく、給付を含む奨学金全体の利用者が減っている状況であります。

それにつきましては、分析は難しいですが、子どもの数が減ったということやいろんな制度が充実してきたということがあると思います。

貸与につきましては、返還がありますのでこちらの方から積極的に勧めるというのは難しいですが、田辺市であれば無利子で期間も設定していないと伝えています。しかし、なかなか返せないという方もいらっしゃる状況です。

坂本委員さんから言っていた給付についての方法ですが、現在給付の奨学金が増えている状況で、日本学生支援機構という国の奨学金につきましては、以前から貸与型の奨学金はありましたが、給付型の奨学金というものも実施しております。

他には、貸与の奨学金であっても、地域に U ターンしてきた場合には援助するということを全国の自治体では取り入れているところもございます。

田辺市につきましては、給付というのは予算の都合上安定したものではないため、なかなか難しく、また返還免除といった部分については、考えなくてはいけないという話は以前からあったのですがなかなか実現出来ていない状況です。

補足ですが、田辺市が事務局を持っている小山育英会という奨学金がございまして、それにつきましては給付の奨学金制度になっておりますので、田辺市の修学奨学金と併せて制度について周知をしています。

【教育長】

近隣の自治体で給付の奨学金を行っているという情報はないですか。

【教育総務課長】

近隣の町村での給付型の奨学金については、知らない部分もあるかもしれませんが、行っていないと思います。

脇村奨学会など団体が行っている奨学金につきましては、給付型の奨学金を取り入れていると聞いております。

【坂本委員】

なかなか小さい自治体が給付型の奨学金を行っていくのは難しいとは思いますが、何か方法があればと思っているので引き続きよろしくお願いいたします。

【高橋委員】

給食管理室の大項目 2 番、学校給食の無償化について、保護者の方の経済的負担を軽減できるということは分かるのですが、無償化が続くことで給食の質や量は以前の状態を維持できる見通しがあるのですか。

【給食管理室長】

そもそも学校給食というのは、子どもの心や体の健全発達ということで進めているもので、栄養価などきちんと計算した上で給食を作って提供をしています。

無償化で財源はかかるのですが、給食に関しては栄養やカロリーを計算した上で提供していくとこれからも考えています。

【坂本委員】

児童館の大項目3番、地域活動を推進する活動の中に子どもクラブ等の活動を支援し、リーダーの育成に取り組むとありますが、具体的にどのような活動をしているのですか。

【児童館長】

リーダー育成に関することについて、具体的に児童館で行っていることは、小学校の高学年・中学生を対象にしたキャンプ型のリーダー研修会や中学生クラブというものを組織しております。

例えば、何かのイベントの時に自分たちで模擬店をする場合は収支を考えながら行い、模擬社会体験のようなものによって地域のリーダーになりうる子どもを育てていく活動しております。

【坂本委員】

地域で育った子ども達がまた地域のリーダーになっていくという流れだと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

(このほか、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等はなし)

【教育長】

審議の結果、原案のとおり承認されました。

◎議案第3号 「田辺市社会教育委員の委嘱について」(生涯学習課)

【生涯学習課長】

田辺市社会教育委員について、現在の委員が今月末で任期が終了となることから新たに委嘱することになります。任期は令和7年4月から2年となっております。今回13人の内、1人の委員が交代することになります。ご審議をお願いします。

【坂本委員】

社会教育委員さんの回数に上限はありますか。

【生涯学習課長】

ございません。

（ このほか、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等はなし ）

【教育長】

審議の結果、原案のとおり承認されました。

◎議案第4号 「田辺市公民館長の任命について」（生涯学習課）

【生涯学習課長】

田辺市公民館長について、現在の公民館長は今月末で2年任期が終了となることから、新たに任命するものです。任期は令和7年4月から2年となっております。今回、公民館長16名、分館長18名全員で34名のうち再任の方は28名、新規の方は6名になります。ご審議をお願いします。

【高橋委員】

新しく公民館長になられる方はどのような基準で決まるのですか。

【生涯学習課長】

各公民館によって違いはありますが、連合町内会からの推薦をいただいた方や旧町村では教育事務所から推薦していただいた方を任命しております。

（ このほか、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等はなし ）

【教育長】

審議の結果、原案のとおり承認されました。

◎議案第5号 「田辺市生涯学習（人権）推進員の委嘱について」（生涯学習課）

【生涯学習課長】

田辺市生涯学習（人権）推進員の委嘱について、推進員は各公民館において各種団体や機関等と連携し、地域住民の人権学習を円滑に進めるために各公民館区で2～4名の方を教育委員会が委嘱しており、地域において公民館長・主事とともに人権学習活動の企画立案や助言をいただくことになっております。任期は2年で、各公民館長から候補者として推薦をいただいた方を候補者名簿として提

出しております。ご審議をお願いします。

(教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等はなし)

【教育長】

審議の結果、原案のとおり承認されました。

◎議案第 6 号 「田辺市スポーツ推進委員の委嘱について」(スポーツ振興課)

【スポーツ振興課長】

田辺市スポーツ推進委員について、現在のスポーツ推進委員は今月末で 2 年任期が終了となることから、新たに任命するものです。ご審議をお願いします。

(教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等はなし)

【教育長】

審議の結果、原案のとおり承認されました。

4. 報告事項

◎報告第 1 号 「田辺市図書館条例施行規則の一部改正について」

教育総務課長から報告を行った。

◎報告第 2 号 「田辺市修学奨学生選考結果について」

教育総務課長から報告を行った。

◎報告第 3 号 「令和 7 年度当初 校長・教頭・園長会の開催について」

学校教育課長から報告を行った。

◎報告第 4 号 「令和 7 年度新規採用教職員辞令交付式について」

学校教育課長から報告を行った。

◎報告第 5 号 「令和 6 年度末・7 年度当初の日程について」

学校教育課長から報告を行った。

◎報告第 6 号 「令和 6 年度田辺市スポーツ賞受賞者について」

スポーツ振興課長から報告を行った。

◎報告第 7 号 「令和 6 年度第 20 回市民スポレク祭実施結果について」

スポーツ振興課長から報告を行った。

- ◎報告第 8 号 「令和 6 年度第 48 回市民体育祭実施結果について」
スポーツ振興課長から報告を行った。
- ◎報告第 9 号 「紀南文化会館指定管理者の決定について」
文化振興課文化振興係長から報告を行った。
- ◎報告第 10 号 「紀南文化会館の貸館予約受付停止について」
文化振興課文化振興係長から報告を行った。
- ◎報告第 11 号 「令和 6 年度文化講演会について」
文化振興課参事から報告を行った。
- ◎報告第 12 号 「2025 年春期特別企画展「南方熊楠の英語力」について」
文化振興課参事から報告を行った。
- ◎報告第 13 号 「熊楠をもっと知ろう！シリーズ第 63 回講演会「南方熊楠の英語力」について」
文化振興課参事から報告を行った。

5. その他

- ◎「市立図書館 2 月利用状況の報告及びたなべるレターについて」
図書館長から報告を行った。
- ◎「青少年センターだよりについて」
青少年センター長から報告を行った。

6. 閉会

野田教育長が閉会のあいさつを行った。